

砂川市農業委員会 農地利用の最適化の推進に関する指針

平成30年5月25日制定

1 農地利用の最適化の推進に関する目標

(1) 担い手への農地の集積、集約化

耕地面積 (A)	平成29年度(現状)		平成32年度(目標)	
	農地集積面積 (B)	農地集積率 (B/A)	農地集積面積 (C)	農地集積率 (C/A)
1,520 ha	1,119 ha	73.61 %	1,164 ha	76.57% %

(2) 遊休農地の解消・発生防止

平成29年度(現状)			平成32年度(目標)			増減率 (D/A)
遊休農地面積 (A=B+C)	1号遊休農地 (B)	2号遊休農地 (C)	遊休農地面積 (D=E+F)	1号遊休農地 (E)	2号遊休農地 (F)	
0.60 ha	0.60 ha	0.00 ha	0.00 ha	0.00 ha	0.00 ha	0.00 %

(3) 農地中間管理事業との連携

平成26~28年度 (実績)	平成29年度 (現状)	平成32年度 (目標)
農地中間権利権の 設定面積(A)	農地中間権利権の 設定面積(B)	農地中間権利権の 設定面積(C)
32.20 ha	0.00 ha	8.00 ha

(4) 新規参入者の促進

平成29年度 (現状)		平成32年度 (目標)	
新規参入者数(個人) (新規参入者取得面積)	新規参入者数(法人) (新規参入者取得面積)	新規参入者数(個人) (新規参入者取得面積)	新規参入者数(法人) (新規参入者取得面積)
2人 (1.03 ha)	法人 (ha)	2人 (3.0 ha)	1法人 (1.5 ha)

2 農地利用の最適化に関する推進方法

(1) 担い手への農地の集積、集約化

- ア 農地の権利移動調査及び調整を行い、地域の農業者の実態を把握し、効率的な農地集積を積極的に行い、担い手となる農業者の確保に努める。
- イ 適正な参考賃貸借料を設定し、農用地の権利移動及び利用権設定を行い、認定農業者の認定活動支援を行うことで担い手となる農業者への農地の集積、集約化を推進する。
- ウ **農業者に対する農地流動化の意向調査の実施**
- エ 人・農地プランに位置づける担い手を核とした地域農業者による話し合いの場を設置し、農用地の利用集積・集約化に向け合意形成を図る。
- オ 農地の面積集積を目的とした農地中間管理事業の推進

(2) 遊休農地の解消、発生防止

- ア 農地の有効利用を図るため、利用状況調査や農地パトロールを実施し、遊休農地の発生防止や解消に努め農用地の確保に努める。
- イ 利用状況調査・利用意向調査等を通じた農地所有者に対する指導・説明や相談活動を実施する。
- ウ 砂川市や農業協同組合等関係機関と連携して情報交換を行い、遊休農地の発生防止や解消に努める。
- エ **高齢農家に対する意向の把握**
- オ 遊休農地解消関連事業の活用の検討

(3) 農地中間管理機構との連携

- ア 農地中間管理事業の活用により、中心となる担い手への円滑な農地集積を図る。
- イ 対象農地の情報提供を行い、耕作放棄地の未然防止を図る。
- ウ 農地中間管理機構と連携して相談窓口を設け、ニーズの掘り起こしや利用調整活動を行う。

(4) 新規参入者の促進

- ア 砂川市、農業協同組合、農業改良普及センター等との相互連携による「砂川市農業担い手育成センター」を設置し、新規参入者に対する支援や募集活動を実施する。
- イ 法人化を希望する農業者に向けた情報提供、研修会等を実施する。
- ウ **地域おこし協力隊制度を活用した新規参入研修生を募集し、研修活動等の支援を行うことで、新規就農者の育成・確保に繋げる。**
- エ **「新農業人フェア」への出展等により、地域農業の情報提供及び新規参入者へのPR活動の実施**